

〇つがる市特定創業支援等事業に関する証明書交付要綱

令和5年12月25日告示第151号

改正

令和6年10月7日告示第94号

令和8年7月31日告示第107号

つがる市特定創業支援等事業に関する証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援等事業計画 法第128条第2項の規定に基づき、市が作成した創業支援等事業に関する計画であって、主務大臣の認定を受けたものをいう。
- (2) 特定創業支援等事業 法第2条第34項に規定する特に創業の促進に寄与する事業として、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号から第4号までに掲げる知識を全て習得できるように支援するものであって、創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。
- (3) 認定特定創業支援等事業 前号に規定する特定創業支援等事業のうち、認定創業支援等事業計画に記載されたものをいう。
- (4) 認定連携創業支援等事業者 認定創業支援等事業計画に記載された創業支援等事業のうち、市が実施する創業支援等事業と連携して市以外の者が実施する事業を実施する者をいう。
- (5) 証明書 認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対して交付する、省令第7条の規定により当該支援を受けたことを市長が証する書面をいう。

(対象者)

第3条 証明書の交付を受けることができる者は、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業を営んでいない個人
- (2) 事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

(申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第7条第1項の規定による証明に関する申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 市長は、申請書を受理した場合には、認定連携創業支援等事業者に照会し、特定創業支援等事業の支援実施報告書（様式第3号）により、証明書の交付の可否について審査し、適当であると認めるときは、当該申請者に証明書を交付するものとする。

(有効期間)

第6条 証明書の有効期間は、認定創業支援等事業計画の計画期間終了日までとする。

(証明書の交付に係る手数料)

第7条 証明書の交付に係る手数料は、つがる市手数料条例（平成17年つがる市条例第57号）第5条第6号の規定により無料とする。

(証明の取消し)

第8条 市長は、証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたものと認めるときは、証明した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付された証明書を市長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年10月7日告示第94号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年7月31日告示第107号）

この告示は、公表の日から施行する。